

○群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則

昭和三十七年九月十四日規則第六十五号

改正

昭和四一年 六月二八日規則第四八号
昭和五九年 二月二四日規則第五号
昭和五九年 三月三十一日規則第三一号
昭和六二年 三月二〇日規則第八号
平成 元年 一月三十一日規則第一号
平成 四年 三月一三日規則第一〇号
平成一〇年 六月一五日規則第五七号
平成一二年十一月一〇日規則第一二七号
平成一四年 三月二九日規則第一九号
平成一四年一〇月一七日規則第六四号
平成一七年 三月二二日規則第三二号
平成一八年 三月三十一日規則第三六号
平成二九年 三月二八日規則第一七号
平成三〇年 三月二七日規則第一九号
令和 元年一〇月一八日規則第二一号

群馬県保健師看護婦准看護師修学資金貸与条例施行規則をここに公布する。

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年群馬県条例第四十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請)

第二条 条例第二条第一号から第四号までの規定により保健師助産師看護師准看護師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書に次に掲げる書類（前年度に修学資金を受けている者で、継続して修学資金の貸与を受けようとするものは、第四号に掲げる書類）を添えて、知事に申請しなければならない。

一 戸籍抄本

二 個人情報収集及び利用に関する同意書

三 身上調書

四 保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）を養成する施設（以下「養成施設」という。）の長の推薦書

五 条例第四条に規定する保証人（以下「保証人」という。）の住民票の写し

六 保証人の印鑑登録証明書

2 条例第二条第五号の規定により修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書に次に掲げる書類（前年度に修学資金を受けている者で、継続して修学資金の貸与を受けようとするものは、第四号に掲げる書類）を添えて、知事に申請しなければならない。

一 戸籍抄本

二 個人情報の収集及び利用に関する同意書

三 身上調書

四 学長の推薦書

五 在学証明書

六 看護師免許証の写し

七 保証人の住民票の写し

八 保証人の印鑑登録証明書

（保証人）

第三条 保証人は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

一 独立の生計を営む者であること。

二 未成年者又は学生でないこと。

三 破産手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者でないこと。

2 修学資金の貸与を受けようとする者が、未成年者であるときは、保証人のうち一人は、法定代理人でなければならない。

3 条例第二条の規定による契約の相手方（以下「修学生」という。）及び修学資金の貸与を受けた者は、保証人が死亡したとき又は保証人を変更しようとするときは、新たに保証人を選任し、保証人変更願に次に掲げる書類を添えて、速やかに知事に提出してその承認を得なければならない。

一 新たな保証人の住民票の写し

二 新たな保証人の印鑑登録証明書

（貸与の決定）

第四条 知事は、第二条の申請書等を審査し、修学資金の貸与を決定したときは、修学資金貸与契約通知書により申請者に通知する。

(借用証書の提出)

第五条 修学生は、前条の通知を受けたときは、知事の指定する期日までに修学資金借用証書を知事に提出しなければならない。

(貸与の方法)

第六条 知事は、前条の規定により修学資金借用証書が提出されたときは、修学生に対し修学資金を貸与する。

2 修学資金は、六月分を一括して貸与する。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(修学資金の貸与の辞退)

第七条 修学生は、修学資金の貸与を辞退しようとするときは、修学資金貸与辞退願を知事に提出しなければならない。

(契約解除の通知)

第八条 知事は、条例第五条第一項の規定により契約を解除したときは、修学資金貸与契約解除通知書により修学生又はその保証人に通知する。

(返還)

第九条 条例第六条に規定する返還は、一括払又は月賦均等払の方法により行うものとする。ただし、月賦均等払により返還する場合においては、繰り上げて返還することを妨げない。

2 修学資金を返還しなければならない者は、返還の方法を変更しようとするときは、返還方法変更願を知事に提出してその承認を得なければならない。

(一時返還)

第九条の二 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該修学資金の貸与を受けた者に対し、修学資金の全額を一時に返還させることができる。

一 偽りの書類を提出したとき。

二 条例第六条の規定による修学資金の返還を怠ったとき。

三 第十六条第二項第一号に規定する住所変更の届出を怠ったとき。

四 条例第十条第一号又は第二号の規定により修学資金の返還の債務の履行を猶予されている場合において、第十六条第三項に規定する就業状況の届出を怠ったとき。

(債務の当然免除の申請)

第十条 条例第七条の規定による債務の当然免除を受けようとする者は、修学資金返還債務免除申

請書に同条各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(債務の当然免除の通知)

第十条の二 知事は、前条の申請書等を審査し、債務の免除を決定したときは、修学資金返還債務免除決定通知書により申請者に通知する。

(第一号施設等及び第二号施設)

第十一条 条例第七条第一号に規定する規則で定める施設又は町村（以下「第一号施設等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものであつて、県内に存するもの（第七号に掲げる施設にあつては、県外に存するものを含む。）とする。

- 一 修学資金の貸与を受けた者が看護職員の業務に従事（条例第七条第一号に規定する看護職員の業務に従事することをいう。以下同じ。）した時点において医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の規定により許可を受けた病床数が二百未満の病院
- 二 修学資金の貸与を受けた者が看護職員の業務に従事した時点において医療法第七条の規定により許可を受けた病床数のうち精神病床数が八十パーセント以上を占める病院
- 三 国立ハンセン病療養所
- 四 医療法第一条の五第二項に規定する診療所（以下「診療所」という。）
- 五 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設
- 六 児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関のうち独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関
- 七 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号に規定する施設
- 八 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人福祉施設（以下「介護老人福祉施設」という。）
- 九 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）
- 十 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）
- 十一 訪問看護事業所（介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業のうち、同条第四項に規定する訪問看護の事業を行う事業所（同法第四十一条第一項本文の指定を受けているものに限る。）をいう。以下同じ。）

十二 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第二十四条第二項第一号に規定する特定町村（保健師として業務に従事する場合に限る。）

2 条例第七条第二号に規定する規則で定める施設（以下「第二号施設」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 医療法第一条の五第一項に規定する病院

二 診療所

三 介護老人福祉施設

四 介護老人保健施設

五 介護医療院

六 訪問看護事業所

七 保健所

（債務の裁量免除）

第十二条 条例第八条第一号に掲げる期間は、修学資金の貸与を受けた期間（条例第五条第二項の規定により修学資金が貸与されなかつた期間を除く。以下同じ。）に相当する期間以上の期間とする。

2 修学資金の裁量免除の額は、債務の額に第一号施設等において看護職員の業務に従事した期間を修学資金の貸与を受けた期間（この期間が二年に満たないときは、二年とする。）の二分の五に相当する期間で除して得た数値を乗じて得た額とする。

3 条例第八条第二号に規定する規則で定める程度以上の災害又は疾病は、家財の二分の一以上が滅失し、若しくは損壊した災害又は労働に従事することを著しく阻害する疾病以上の疾病でその都度知事が適当と認めたものとする。

（免除申請書等の準用）

第十三条 条例第八条の規定による債務の裁量免除については、第十条及び第十条の二の規定を準用する。この場合において、第十条中「第七条」とあるのは「第八条」と、「当然免除」とあるのは「裁量免除」と読み替えるものとする。

（返還猶予の申請）

第十四条 条例第九条又は第十条第三号の規定による債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書に条例第九条各号又は第十条第三号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、第十六条第二項第三号の規定による業務従事の届出又は同条第三項の規定による就業

状況の届出をもつて、当該届出をした修学資金の貸与を受けた者について条例第十条第一号又は第二号の規定により返還の債務の履行を猶予することができるものとする。

(返還猶予の通知)

第十五条 知事は、前条第一項の申請書等を審査し、債務の履行の猶予を決定したときは、修学資金返還猶予決定通知書により申請者に通知する。

(届出)

第十六条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

一 氏名、本籍又は住所を変更したとき。

二 退学し、休学し、若しくは停学したとき若しくはこれらの処分を受けたとき又は復学したとき若しくは卒業したとき若しくは修了したとき。

三 保証人の氏名、住所又は職業に変更があつたとき。

2 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

一 前項第一号又は第三号に該当したとき。

二 看護職員の免許を取得したとき。

三 第一号施設等又は第二号施設若しくは市町村（以下「第二号施設等」という。）において業務に従事したとき、就業先を変更したとき又は業務に従事しなくなつたとき。

四 養成施設を卒業した後、更に他種の養成施設に入学し、その養成施設を退学し、又は卒業したとき。

五 大学院の修士課程を修了した後、更に看護に関する専門知識を修得するため大学院の博士課程に進学し、その大学院の博士課程を退学し、又は修了したとき。

3 修学資金の貸与を受けた者は、毎年四月一日現在の就業状況を同月の十五日までに知事に届け出なければならない。

4 保証人は、保証に係る修学生又は修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(業務の従事期間の計算)

第十七条 条例第七条第一号及び第二号並びに第八条第一号に規定する業務への従事期間の計算は、月数によるものとし、第一号施設等又は第二号施設等において業務への従事を開始した日の属する月から当該業務に従事しなくなつた日の属する月までを算入する。この場合において、業務に

従事しなくなった日の属する月に再び第一号施設等又は第二号施設等において業務への従事を開始したときは、その月は一ヶ月として計算し、前後の期間を通算するものとする。

- 2 条例第七条第一号に規定する看護職員が特に不足していると知事が認める地域にある第一号施設等において業務に従事した期間がある場合は、前項の規定の例により計算して得た月数に三十六分の六十を乗じて得た月数を当該従事期間とする。この場合において、当該月数に一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(申請書等の様式)

第十八条 次の表の中欄に掲げる申請書等の様式は、それぞれ当該上欄に掲げるとおりとし、当該下欄に掲げる条項に該当する場合に用いるものとする。

様式番号	申請書等の種類	根拠条項
別記様式第一号	養成施設修学資金貸与申請書	第二条第一項
別記様式第一号の二	大学院修士課程修学資金貸与申請書	第二条第二項
別記様式第二号	個人情報の収集及び利用に関する同意書	第二条第一項第二号 第二条第二項第二号
別記様式第三号	身上調書(養成施設修学資金貸与申請用)	第二条第一項第三号
別記様式第三号の二	身上調書(大学院修士課程修学資金貸与申請用)	第二条第二項第三号
別記様式第四号	保証人変更願	第三条第三項
別記様式第五号	修学資金貸与契約通知書	第四条
別記様式第六号	削除	
別記様式第七号	修学資金借用証書	第五条
別記様式第八号	修学資金貸与辞退願	第七条
別記様式第九号	修学資金貸与契約解除通知書	第八条
別記様式第十号	修学資金返還債務免除申請書	第十条 第十三条
別記様式第十一号	修学資金返還債務免除決定通知書	第十条の二 第十三条

別記様式第十二号	削除	
別記様式第十三号	返還方法変更願	第九条第二項
別記様式第十四号	修学資金返還猶予申請書	第十四条第一項
別記様式第十五号	修学資金返還猶予決定通知書	第十五条
別記様式第十六号	氏名・本籍・住所・就業先変更届	第十六条第一項第一号 第十六条第二項一号 第十六条第二項第三号
別記様式第十七号	退学・休学・停学・復学・卒業／修了届	第十六条第一項第二号
別記様式第十八号	保証人の氏名・住所・職業変更届	第十六条第一項第三号 第十六条第二項第一号
別記様式第十九号	免許取得届	第十六条第二項第二号
別記様式第二十号	業務開始・廃止届	第十六条第二項第三号
別記様式第二十一号	他種養成施設入学・退学・卒業及び大学院博士課程進学・退学・修了届	第十六条第二項第四号 第十六条第二項第五号
別記様式第二十二号	就業状況届	第十六条第三項
別記様式第二十三号	死亡届	第十六条第四項

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

附 則（昭和四十一年六月二十八日規則第四十八号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和五十九年二月二十四日規則第五号）

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年三月三十一日規則第三十一号）

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年三月二十日規則第八号）

- 1 この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。
- 2 昭和六十年度以前の入学生で群馬県保健婦助産婦看護婦准看護婦修学資金貸与条例の一部を改

正する条例（昭和六十一年群馬県条例第三十号）による改正前の群馬県保健婦助産婦看護婦准看護婦修学資金貸与条例の規定に基づき修学資金の貸与を受けているものに係る当該修学資金の返還については、この規則による改正後の群馬県保健婦助産婦看護婦准看護婦修学資金貸与条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成元年一月三十一日規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年三月十三日規則第十号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の群馬県保健婦助産婦看護婦准看護婦修学資金貸与条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成三年四月一日から適用する。
- 2 改正後の規則の規定は、平成二年四月一日以後に養成施設を卒業した者に係る修学資金の返還について適用し、同日前に養成施設を卒業した者に係る修学資金の返還については、なお従前の例による。

附 則（平成十年六月十五日規則第五十七号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の群馬県保健婦助産婦看護婦准看護婦修学資金貸与条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成十年四月一日から適用する。
（経過措置）
- 2 平成九年度以前に保健婦助産婦看護婦准看護婦修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けた者に係る当該修学資金の返還については、改正後の規則第十二条及び第十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成九年度に修学資金の貸与を受けた者で平成十年度以後において引き続き当該修学資金の貸与を受けるものに係る当該修学資金の返還については、改正後の規則第十二条及び第十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の規定により改正された様式は、当分の間、従前の様式を適宜補正して使用することができる。

附 則（平成十二年十一月十日規則第二百二十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十九日規則第十九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の群馬県保健婦助産婦看護婦法施行細則、

第二条の規定による改正前の群馬県保健婦助産婦看護婦准看護婦修学資金貸与条例施行規則、第三条の規定による改正前の群馬県医療法施行細則、第四条の規定による改正前の群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則、第五条の規定による改正前の群馬県災害救助法施行細則、第七条の規定による改正前の介護保険法施行細則及び第八条の規定による改正前の群馬県身体障害者福祉法施行細則（次項において「改正前の規則」と総称する。）の規定により提出されている書類は、それぞれ第一条の規定による改正後の群馬県保健婦助産婦看護婦法施行細則、第二条の規定による改正後の群馬県保健婦助産婦看護婦准看護婦修学資金貸与条例施行規則、第三条の規定による改正後の群馬県医療法施行細則、第四条の規定による改正後の群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則、第五条の規定による改正後の群馬県災害救助法施行細則、第七条の規定による改正後の介護保険法施行細則及び第八条の規定による改正後の群馬県身体障害者福祉法施行細則（次項において「改正後の規則」と総称する。）の相当規定により提出されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙があるときは、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（平成十四年十月十七日規則第六十四号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成十三年度以前の入学生で、同年度以前に保健師助産師看護師准看護師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けたものに係る当該修学資金の返還及び届出については、改正後の規則第十二条、第十六条及び第十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成十七年三月二十二日規則第三十二号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附 則（平成十八年三月三十一日規則第三十六号）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 平成十七年度以前の入学生で、同年度以前に保健師助産師看護師准看護師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けたものに係る従事期間の計算については、改正後の第十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二十九年三月二十八日規則第十七号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十七日規則第十九号）

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙があるときは、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（令和元年十月十八日規則第二十一号）

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十条の二第一項の改正規定（「第八号」を「第七号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則の規定により作成されている用紙があるときは、改正後の同規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。
- 3 令和元年度以前に保健師助産師看護師准看護師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けた者に係る当該修学資金の返還については、改正後の第九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和五年三月三日規則第四号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

別記様式第1号（規格A4）（第2条関係）
（表）

養成施設修学資金貸与申請書

決定番号	今年度	

年 月 日

群馬県知事

あて

次のとおり群馬県
{
保健師
助産師
看護師
准看護師
}
養成施設修学資金を貸与してください。

なお、修学資金の貸与を受けることになった上は、群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例及び群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則を守り、修学に専念し、その趣旨に沿うよう努力し、卒業後1年以内に免許を取得するよう努め、免許を取得の上は、速やかに群馬県内において業務に従事することを誓います。

貸与申請額	円
貸与期間	年 月から 年 月まで

申請者	ふりがな		
	氏名	印	
	生年月日	年 月 日生	
	本籍		
	住所	〒	
	電話番号		
養成施設名及び学年		学年	

(裏)

申請者が貸与を受ける修学資金については、本人と連帯して債務を負担します。

連 帯 保 証 人	ふりがな		
	氏名	印	印
	生年月日	年 月 日生	年 月 日生
	住所	〒	〒
	電話番号		
	職業		
	本人との関係		

添付書類

- 1 戸籍抄本
- 2 個人情報の収集及び利用に関する同意書
- 3 身上調書
- 4 在学する養成施設の長の推薦書
- 5 保証人の住民票の写し
- 6 保証人の印鑑登録証明書

(注) 継続して貸与を受けようとする者は、4のみ添付すること。

在 学 証 明 書

申請者氏名 第 学年

上記の者は、本校に在学していることを証明します。

年 月 日

養成施設の長

印

別記様式第1号の2（規格A4）（第2条関係）
（表）

大学院修士課程修学資金貸与申請書

決 定 番 号	今 年 度

年 月 日

群馬県知事 あて

次のとおり群馬県保健師助産師看護師准看護師貸与条例第3条第4号の大学院修士課程修学資金を貸与してください。

なお、修学資金の貸与を受けることになった上は、群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例及び群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則を守り、修学に専念し、その趣旨に沿うよう努力し、大学院修了後は、速やかに群馬県内において看護職員の業務に従事することを誓います。

貸与申請額	円
貸 与 期 間	年 月 から 年 月 まで

申 請 者	ふ り が な	
	氏 名	印
	生 年 月 日	年 月 日生
	本 籍	
	住 所	〒
	電 話 番 号	
	看 護 師 免 許	第 号 登録年月日 年 月 日
大 学 院 名		学年

(裏)

申請者が貸与を受ける修学資金については、本人と連帯して債務を負担します。

連 帯 保 証 人	ふ り が な		
	氏 名	印	印
	生 年 月 日	年 月 日生	年 月 日生
	住 所	〒	〒
	電 話 番 号		
	職 業		
	本人との関係		

添付書類

- 1 戸籍抄本
- 2 個人情報の収集及び利用に関する同意書
- 3 身上調書
- 4 在学する大学院の学長の推薦書
- 5 在学証明書
- 6 看護師免許証の写し
- 7 保証人の住民票の写し
- 8 保証人の印鑑登録証明書

(注) 継続して貸与を受けようとする者は、4のみ添付すること。

私は、群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けるにあたり、下記のとおり同意します。

記

- 1 群馬県は、次の各号に掲げる情報を修学資金の各種事務処理のために利用することができる。
 - 一 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十三条に基づく修学資金の貸与を受けた者の届出情報
 - 二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十五条に基づく検査で得た修学資金の貸与を受けた者の勤務先、雇用形態及び採用年月日
- 2 群馬県は、修学資金の貸与を受けた者と連絡がとれない場合、当該修学資金の貸与を受けた者の勤務先に連絡し、又は訪問し、必要な情報を収集することができる。
- 3 群馬県は、修学資金の貸与を受けた者による修学資金の返還が六か月以上滞った場合、修学資金の貸与を受けた者の返済能力及び債権徴収の可否を判断するために、修学資金の貸与を受けた者以外の者から次に掲げる修学資金の貸与を受けた者の情報を収集することができる。
 - 一 所得額
 - 二 金融機関との取引状況
 - 三 各種保険の加入状況
 - 四 動産・不動産の保有状況

年 月 日

申請者氏名

印

申請者住所

身上調書（養成施設修学資金申請用）

年 月 日現在

ふりがな						性 別	男・女
氏 名							
生 年 月 日	年 月 日生						
本 籍 地							
現 住 所	〒						
電 話 番 号							
最終卒業学校の 名称、所在地及 び卒業年月	年 月卒業			住居の状態	自家・借家・下宿 ・間借・アパート ・その他		
履 歴	職 歴						
	免 許						
	宣 罰						
家 族	氏 名	年 齢	続 柄	職 業	同居及び 別居の別	備 考	
現在他の奨学金、修学資金等を受けていれば具体的に記入してください。		名称及び年額			返還債務免除又は返還の条件		

養成施設名

--

（表）

身上調書（大学院修士課程修学資金申請用）

年 月 日現在

ふりがな			性 別	男・女
氏 名				
生 年 月 日	年 月 日生			
本 籍 地				
現 住 所	〒			
電 話 番 号				
小 学 校 卒 業 以 後 の 履 歴	年 月	事 項		
取得している 免許・資格等				
宣 罰				

(裏)

	氏 名	年 齢	続 柄	職 業	同居及び 別居の別	備 考
家						
族						
現在他の奨学金、修学資金等を受けていれば具体的に記入してください。		名称及び年額			返還債務免除又は返還の条件	

別記様式第4号（規格A4）（第3条関係）

保 証 人 変 更 願

年 月 日

群馬県知事 あて

次のとおり保証人の変更を承認してください。承認の上は、新保証人は、本人と連帯して修学資金の返還の債務を負担します。

決 定 番 号	第 号	第 号
	第 号	第 号
氏 名	印	
住 所	〒	
電 話 番 号		
修学資金貸与時の養成施設又は大学院名	(在学中・ 年 月退学・ 年 月卒業／修了)	

新 保 証 人	ふ り が な 氏 名	印
	生 年 月 日	
	本人との関係	
	住 所	〒
	電 話 番 号	
	職 業	
旧 保 証 人	氏 名	印
	住 所	〒
	電 話 番 号	
変 更 の 理 由		

別記様式第5号（規格A4）（第4条関係）

修学資金貸与契約通知書

（医）

年 月 日

申請者 様

群馬県知事

印

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則第4条の規定により、
次のとおり修学資金の貸与契約を締結したので通知します。

修 学 生	住 所	
	氏 名	
決 定 番 号	第 号	
貸 与 金 の 種 類	修学資金	
貸 与 金 額	円	
貸 与 期 間	年 月から 年 月まで	
貸 与 月 額	円	

別記様式第 6 号 削除

別記様式第 7 号（規格 A 4）（第 5 条関係）

修 学 資 金 借 用 証 書

年 月 日

群馬県知事 あて

金 額	円	
決 定 番 号	今 年 度	前 年 度
	前 々 年 度	前 々 々 年 度
返 還 方 法	☐ 一括払 ☐ 月賦均等払	

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例（以下「条例」という。）に基づき群馬県から貸与を受けた修学資金について、上記金額を確かに借用しました。

なお、修学資金の返還については、条例の規定を遵守し、連帯して上記返還方法のとおり相違なく返還することを誓約します。

修 学 生	ふりがな		
	氏 名	印	
	住 所	〒 ー	
	電 話 番 号	（ 自 宅 ）	（ 携 帯 ）
連 帯 保 証 人	ふりがな		
	氏 名	印	
	住 所	〒 ー	
	電 話 番 号	（ 自 宅 ）	（ 携 帯 ）
	勤 務 先	（ 電 話 番 号 ）	
連 帯 保 証 人	ふりがな		
	氏 名	印	
	住 所	〒 ー	
	電 話 番 号	（ 自 宅 ）	（ 携 帯 ）
	勤 務 先	（ 電 話 番 号 ）	

- 注 1 返還方法の欄は、どちらか一方を丸で囲んでください。
- 2 連帯保証人は、県に提出した印鑑登録証明書の印鑑を押印してください。
- 3 連帯保証人の勤務先は、会社名等を具体的に記入してください。

修学資金貸与辞退願

年 月 日

群馬県知事

あて

次のとおり修学資金の貸与を辞退しますから承認してください。

貸与決定金額	円
借用金額	円
貸与期間	年 月から 年 月まで
辞退の時期	年 月から
辞退金額	円
辞退の理由	

決定番号		
氏名	印	
住所	〒	
電話番号		
養成施設又は大学院名		
保証人	氏名	印
	住所	〒
	電話番号	
保証人	氏名	印
	住所	〒
	電話番号	

修学資金貸与契約解除通知書

第 号

（医）

年 月 日

申請者 様

群馬県知事

印

次のとおり修学資金貸与契約を解除しました。

修 学 生	住 所	
	氏 名	
決 定 番 号		第 号
解 除 決 定 年 月 日		年 月 日
解 除 の 理 由		条例第5条第1項第 号
備 考		

別記様式第10号（規格A 4）（第10条、第13条関係）
修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

次のとおり修学資金の返還を免除してください。

免 除 申 請 金 額	円
借 用 金 額	円
過去に免除を受けた額	円
過去に返還済の額	円
貸 与 期 間	年 月から 年 月まで
申 請 の 理 由	
添 付 書 類	

決 定 番 号	第 号	第 号
	第 号	第 号
氏 名	印	
住 所	〒	
電 話 番 号		
修学資金貸与時の養成施設又は大学院名	(在学中・ 年 月退学・ 年 月卒業／修了)	
保 証 人	氏 名	印
	住 所	〒
	電 話 番 号	
保 証 人	氏 名	印
	住 所	〒
	電 話 番 号	

修学資金返還債務免除決定通知書

第 号

(医)

年 月 日

申請者 様

群馬県知事

印

年 月 日申請のあった修学資金の返還債務について、次のとおり免除
することに決定しました。

免 除 額	
免 除 の 理 由	
非 免 除 額	
備 考	

別記様式第12号 削除

別記様式第13号（規格A 4）（第9条関係）

返 還 方 法 変 更 願

年 月 日

群馬県知事 あて

次のとおり変更してください。

返還金額（返還未済額）		円
借 用 金 額		円
過去に免除を受けた額		円
過去に返還済の額		円
旧	返 還 方 法	月賦均等償還金 円ずつ・一括
	返 還 年 月 日	年 月から 年 月まで
新	返 還 方 法	月賦均等償還金 円ずつ・一括
	返 還 年 月 日	年 月から 年 月まで

決 定 番 号		第 号	第 号
		第 号	第 号
氏 名		印	
住 所		〒	
電 話 番 号			
修学資金貸与時の 養成施設又は大学院名		(在学中・ 年 月退学・ 年 月卒業／修了)	
保 証 人	氏 名	印	
	住 所	〒	
	電 話 番 号		
保 証 人	氏 名	印	
	住 所	〒	
	電 話 番 号		

修学資金返還猶予申請書

年 月 日

群馬県知事

あて

次のとおり修学資金の返還債務の履行を猶予してください。

借 用 金 額	円
申 請 の 理 由	
猶 予 の 期 間	年 月 から 年 月 まで
添 付 書 類	

決 定 番 号	第 号	第 号
	第 号	第 号
氏 名	印	
住 所	〒	
電 話 番 号		
修学資金貸与時の 養成施設又は大学院名	(在学中・ 年 月退学・ 年 月卒業／修了)	
保 証 人	氏 名	印
	住 所	〒
	電 話 番 号	
保 証 人	氏 名	印
	住 所	〒
	電 話 番 号	

修学資金返還猶予決定通知書

第 号

（医）

年 月 日

申請者 様

群馬県知事

印

年 月 日申請のあった修学資金の返還の猶予は、次のとおり決定しました。

返 還 猶 予 額	円
猶 予 決 定 の 理 由	
猶 予 期 間	年 月から 年 月まで
備 考	

年 月 日

群馬県知事

あて

次のとおり変更しました。

新	氏 名		
	本 籍		
	住 所		〒
	就業先	所 在 地	
名 称			
旧	氏 名		
	本 籍		
	住 所		
	就業先	所 在 地	
名 称			
変 更 の 理 由			
変 更 年 月 日			
添 付 書 類			

注1 変更箇所のみ記入すること。

2 添付書類は、就業先を変更したときに、旧就業先の就業期間を明記した旧就業施設の長の証明書を添付するものとする。

決 定 番 号	第 号	第 号
	第 号	第 号
氏 名		
住 所		〒
電 話 番 号		
修学資金貸与時の 養成施設又は大学院名		（在学中・ 年 月退学・ 年 月卒業／修了）

別記様式第17号（規格A 4）（第16条関係）

退学・休学・停学・復学・卒業／修了届

年 月 日

群馬県知事 あて

次のとおり退学・休学・停学・復学・卒業／修了しました。

氏 名 及 び 学 年	
休学又は停学期間	年 月 から 年 月 まで
退 学 復 学 年月日 卒業／修了	年 月 日
理 由	
借 用 金 額	円
貸 与 期 間	年 月 から 年 月 まで

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

養成施設の長
又は
学 長

印

※以下は修学生本人が記入してください。

決 定 番 号	第 号	第 号
	第 号	第 号
氏 名		
住 所	〒	
電 話 番 号		

保証人の氏名・住所・職業変更届

年 月 日

群馬県知事 あて

次のとおり変更しました。

・保証人について変更箇所のみ記入

新	氏 名	
	住 所	〒
	電 話 番 号	
	職 業	
旧	氏 名	
	住 所	
	職 業	
変 更 の 理 由		
変 更 年 月 日		年 月 日

決 定 番 号	第 号	第 号
	第 号	第 号
氏 名		
住 所	〒	
電 話 番 号		
修学資金貸与時の 養成施設又は大学院名	(在学中・ 年 月退学・ 年 月卒業／修了)	

免 許 取 得 届

年 月 日

群馬県知事 あて

次のとおり免許を取得しました。

免 許 の 種 類	{保健師・助産師・看護師・准看護師} 免許
登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 都 道 府 県 名 (准看護師の場合は 記入のこと。)	
備 考	
添 付 書 類	免許証の写し又は登録済証明書の写し

決 定 番 号	第 号	第 号
	第 号	第 号
氏 名		
住 所	〒	
電 話 番 号		
修 学 資 金 貸 与 時 の 養成施設又は大学院名	(年 月卒業・修了)	

別記様式第20号（規格A 4）（第16条関係）

業 務 開 始 ・ 廃 止 届

年 月 日

群馬県知事 あて

次のとおり業務の従事を開始・廃止しました。

氏 名			
業 務 内 容	{保健師・助産師・看護師・准看護師}の業務		
業務開始 業務廃止	年 月 日	年 月 日	
就業先	所在地		
	名称(施設名)		
	雇用・任用期間	定めなし・定めあり(週30時間以上)	
廃止の理由			

注 雇用・任用期間の定めがあり、勤務時間が週30時間を下回る場合、修学資金を返還しなければなりません。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

就業施設の長 印

※以下は修学生本人が記入してください。

決 定 番 号	第 号	第 号
	第 号	第 号
氏 名		
住 所	〒	
電 話 番 号		
修学資金貸与時の 養成施設又は大学院名	(年 月卒業・修了)	

別記様式第21号（規格A 4）（第16条関係）

他種養成施設入学・退学・卒業
大学院博士課程進学・退学・修了^届

年 月 日

群馬県知事 あて

次のとおり入学／進学・退学・卒業／修了しました。

氏	名	
養成施設 大学院	所在地	
	名称	
入学／進学 退学 卒業／修了	年月日	年 月 日

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

養成施設の長
又は
学 長 印

※以下は修学生本人が記入してください。

決 定 番 号	第 号	第 号
	第 号	第 号
借 用 金 額		
貸 与 期 間		
氏 名		
住 所	〒	
電 話 番 号		

別記様式第22号（規格A 4）（第16条関係）

就 業 状 況 届

年 月 日

群馬県知事 あて

年 月 日現在、次のとおり就業しています。

氏 名		
就業先	所在地	
	名称（施設名）	
業務内容	〔保健師・助産師・看護師・准看護師〕の業務	
雇用・任用期間	定めなし・定めあり（週３０時間以上）	
就業開始年月日	年 月 日	
備考		

注１ 毎年４月１５日までに提出してください。就業状況届が提出されない場合、修学資金全額の返還を求める場合があります。

２ 雇用・任用期間の定めがあり、勤務時間が週３０時間を下回る場合、修学資金を返還しなければなりません。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

就業施設の長 印

※以下は修学生本人が記入してください。

決定番号	第 号	第 号
	第 号	第 号
氏 名		
住 所	〒	
電話番号		
修学資金貸与時の 養成施設又は大学院名	(年 月卒業／修了)	

死 亡 届

年 月 日

群馬県知事 あて

次のとおり死亡しました。

決 定 番 号	第 号	第 号
	第 号	第 号
氏 名		
死 亡 年 月 日		
死 亡 場 所		
死 亡 原 因		
修学資金貸与時の 養成施設又は大学院名	（在学中・ 年 月退学・ 年 月卒業／修了）	
就 業 先	所 在 地	
	名 称	
備 考		

保証人

氏 名	
住 所	〒
電 話 番 号	